

四日市市上下水道局管理規程第4号

四日市市公共下水道排水設備工事指定業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年4月15日

四日市市上下水道事業管理者 伴 光

四日市市公共下水道排水設備工事指定業者規程の一部を改正する規程

四日市市公共下水道排水設備工事指定業者規程（平成17年四日市市上下水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>○四日市市公共下水道排水設備工事指定業者規程 平成17年4月1日 上下水道局管理規程第6号</p> <p>（指定業者の指定）</p> <p>第4条 管理者は、前条の指定の申請をした者が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定業者として指定する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>イ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>ウ 第10条第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を</p>	<p>○四日市市公共下水道排水設備工事指定業者規程 平成17年4月1日 上下水道局管理規程第6号</p> <p>（指定業者の指定）</p> <p>第4条 管理者は、前条の指定の申請をした者が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定業者として指定する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>イ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>ウ 第10条第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を</p>

<p>経過しない者</p> <p>エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>オ 法人であって、その代表者又は役員のうち、アからエまでのいずれかに該当する者がいるもの</p> <p>カ 指定業者がその業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる理由がある者</p> <p>2 前項の指定は、1月、4月、7月又は10月に行い、各指定月の前月末日までになされた申請につき行うものとする。</p>	<p>経過しない者</p> <p>エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>オ 法人であって、その代表者又は役員のうち、アからエまでのいずれかに該当する者がいるもの</p> <p>カ 指定業者がその業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる理由がある者</p> <p>2 前項の指定は、1月、4月、7月又は10月に行い、各指定月の前月末日までになされた申請につき行うものとする。</p>
---	---

#### 附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(上下水道局管理部生活排水課)